



資料 1 - 2

七ふ振第 8 4 号
令和 4 年 7 月 2 1 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

七ヶ宿町長 小 関 幸



(仮称) 稲子峠ウィンドファームに係る環境影響評価準備書に対する
意見について (提出)

令和 4 年 6 月 2 7 日付け環対第 1 5 6 号で通知のありましたこのことについて、
環境の保全の見地からの意見は別添のとおりです。

担当：ふるさと振興課 企画係 津川
TEL：0224-37-2194
FAX：0224-37-2468



別紙

(仮称) 稲子峠ウィンドファームに係る環境影響評価準備書に対する意見

I 全般的事項

- (1) 本事業の実施にあたり、周辺地域住民等の理解が不可欠であることから、必要な情報の周知や説明、意見の聴取を行うほか、問題や疑問が寄せられた場合には速やかに住民説明会を開催し理解を得ながら事業を進めること。
- (2) 本事業実施にあたり、予測条件を明らかにするため、発電設備の設置箇所のみならず、沈砂池や残土仮置き場など、位置や規模、数量について必要な事項を評価書に記載すること。
- (3) 対象事業実施区域周辺において、他事業者による発電設備設置に係る環境影響評価手続きが進められており、累積的な環境影響が懸念される場合は、十分な協議のもと再調査を行い、適切な環境保全措置を講じること。
- (4) 準備書に記載のある事後調査及び環境監視を適宜実施し、本事業による環境影響が予測範囲を超えた場合、分析内容を公表するとともに、追加の環境保全措置の内容が適切かつ十分なものとなるよう検討し実施すること。
- (5) 大雨等の災害発生時の対応について、具体的な内容を評価書に記載すること。
- (6) 評価書の作成にあたり、事業計画並びに環境影響評価の項目や調査、予測及び評価の方法、また環境安全措置の内容について、根拠となる数値を詳細かつ具体的に記載し、住民にわかりやすい内容となるよう努めること。

II 個別事項

(1) 騒音・振動・超低周波音

ア 対象事業実施区域は、静穏な環境を有している地域である。建設機械稼働に伴う騒音では、環境基準値内ではあるものの、現況値から大きく増加すると予想される地点があることから、環境保全措置を徹底するとともに、適切な事後調査を実施し、十分な低減が図られていない場合は追加的な環境保全措置を講じること。

イ 風力発電の稼働時における騒音及び超低周波音による心身への影響については不確実性があることから、稼働開始後に影響が確認された場合の対策について検討すること。

ウ 工事用資材等の搬入に伴う振動について、第一種区域の要請限度を基準に調査を行い、基準値以下ではあるものの全ての地点で増加が確認される。環境や条件は一律ではないため、地域の実情に配慮し、住民の生活環境の保全に努めること。

(2) 水質

ア 対象事業実施区域及びその周辺には複数の一級河川が存在していることから、工事の実施に伴う水の濁りによる影響を適切に調査、予測及び評価し、その結果を踏まえ、必要に応じて十分な貯留容量の沈砂池を設置する等の環境保全措置を実施すること。

イ 水質の環境保全措置として、沈砂池や土砂流出防砂柵の設置とあるが、沈砂池における濁水処理の効果を維持するため、点検や維持管理に関する計画を示すとともに、設置箇所、除去した土砂の処分方法について評価書に記載すること。

(3) 地形・地質

事業実施に伴う改変により周辺の土砂流出災害を誘発する可能性について適切に調査、予測及び評価し、その結果を踏まえ、土地の改変を最小限にとどめるとともに事業者が講ずる措置を評価書に記載すること。

(4) 動物

ア 希少猛禽類を含む鳥類やコウモリ類の生息環境については、地形改変を最小限にとどめるだけでなく、風力発電設備の周辺にも対策を講じる必要があることを念頭に、専門家による指導や助言のもと、営巣、繁殖等への影響を回避するよう適切な環境保全措置を講じ、必要な事後調査を実施すること。

イ 事後調査において、重要な動物の生息が確認され、その生息に影響を及ぼす懸念がある場合は、追加調査を行い、適宜情報共有するとともに、適切な環境保全措置を講ずること。

(5) 植物及び生態系

調査により、重要種6科10種を確認し、このうち対象事業実施区域内では6種が確認されている。重要な種及び重要な群落への影響は、実行可能な範囲で回避、低減が図られているとあるが、調査期間や影響予測方法について明示されていない。不確実性を排除するため具体的な内容について評価書に記載すること。

(6) 景観

風車の大きさや配置等により、景観への影響が懸念されることから、十分な低減が図られるよう、フォトモンタージュや動画等視覚的に比較しやすい予測手法に工夫を凝らすとともに、その結果を評価書に詳細に記載すること。

また、風車のみならず、鉄塔や送電線といった本事業に関連する設備についても反映すること。

(7) 更新及び廃棄

ア 発電設備の耐用年数や更新時期について検討するとともに、耐用年数のみで一概に判断するのではなく、老朽機器等については重大な事故に繋がるおそれがあるため、適切に更新及び廃棄処分する計画を評価書に詳細に記載すること。

イ 廃棄物の保管場所や残土の仮置き場については、飛散、流出のほか、濁水の発生を防止するための措置を確実に実施し、適切な管理、処分に努めること。